

# 平成23年第3回定例会 健康福祉病院常任委員会

## 説明資料

頁数

### 《議案補充説明》

- 1 【議案第74号】三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について・・・1

### 《所管事項説明》

- 1 「『みえ県民力ビジョン・行動計画(仮称)〈中間案〉』に関する意見」への回答・・・7  
2 みえ県民力ビジョン・行動計画(仮称)《最終案》について・・・別冊  
3 「『三重県版事業仕分け』に関する意見」への回答・・・9  
4 医師確保対策について・・・11  
5 ドクターヘリの取組状況について・・・13  
6 後期高齢者医療制度における医療費の状況と保険料の改定について・・・15  
7 「みえ高齢者元気・かがやきプラン(仮称)」(中間案)について・・・21  
8 第5期三重県介護保険事業支援計画における特別養護老人ホームの整備について・・・27  
9 「みえ障がい者共生社会づくりプラン(仮称)」(中間案)について・・・29  
10 障害者自立支援法による新体系移行モデル事業の今後について・・・33  
11 児童福祉法及び障害者自立支援法の改正による障がい児支援の強化について・・・37  
12 社会福祉施設等の施設基準等の条例制定及び県から市町への権限移譲について・・・41  
13 認定こども園の認定基準等に関する条例の改正について・・・47  
14 三重県子ども条例に基づく取組について・・・49  
15 子ども虐待防止啓発月間(11月)の取組について・・・53  
16 こどもの発達支援体制の強化について・・・59  
17 各種審議会等の審議状況の報告について・・・67

### 《別冊》

- (資料1) みえ県民力ビジョン・行動計画(仮称)《最終案》(健康福祉部関係分)  
(資料2) 「みえ高齢者元気・かがやきプラン(仮称)」(中間案)  
(資料3) 「みえ障がい者共生社会づくりプラン(仮称)」(中間案)  
(資料4) こどもの発達支援体制の強化についての中間とりまとめ

平成23年12月12日  
健康福祉部

## 1 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について

### 1 議案

議案第74号「三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について」

### 2 指定管理者の指定

健康福祉部が所管している公の施設である、「三重県聴覚障害者支援センター」について、平成24年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県聴覚障害者支援センター条例（平成23年三重県条例第28号）第6条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

### 3 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設の設置場所・名称	指定管理候補者の所在地・名称等
三重県津市桜橋2丁目131番地 三重県聴覚障害者支援センター	三重県津市桜橋2丁目131番地 社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 大屋 隆

### 4 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

### 5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

#### (1) 指定管理者の応募状況

- ア 募集期間 平成23年9月26日から平成23年10月14日まで
- イ 応募者 社団法人三重県聴覚障害者協会  
(津市桜橋2丁目131番地)

#### (2) 指定管理候補者の審査選定の経過

- ア 選定委員会の名称  
三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
- イ 選定委員会構成員  
委員長 長友 薫輝（三重短期大学 准教授）  
委員 清原 道子（手話通訳者）  
委員 坂口 知子（税理士）  
委員 高井 幹雄（三重弁護士会推薦弁護士）  
委員 別所 順子（公募）

#### ウ 審査の経過

- 第1回選定委員会 平成23年 8月30日（審査基準等の作成）
- 第2回選定委員会 平成23年10月27日（ヒアリング審査）
- 第3回選定委員会 平成23年11月10日（最終審査）

#### エ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準な

どについては、別紙のとおりです。

オ 審査結果（評価点数）

第1順位 社団法人三重県聴覚障害者協会 （評価点67.4点）

カ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 津市桜橋2丁目131番地

名称 社団法人三重県聴覚障害者協会

代表者 会長 大屋 隆

キ 選定した理由

三重県聴覚障害者協会は、聴覚障がい者の社会参加推進を目的に設立した団体であり、聴覚障がい者を取り巻く現状と課題を把握しており、三重県聴覚障害者支援センターの役割を発揮し、聴覚障がい者の福祉向上の意欲が認められます。

## 6 期待される効果

(1) 県民サービスの向上

地域における活動や行事などの情報発信や高齢者の交流事業、子育て支援など自主事業を積極的に行い、利用者のニーズにあった活動が期待できます。

(2) 経費の縮減

適切な職員配置や事務の効率化、ペーパーレス化等による庁費の節減が期待できます。

## 7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を経て、指定管理者として指定した後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

施設の管理運営にあたって県の施策に配慮する代表的なものとして、人権尊重社会の実現、次世代育成支援の推進、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、持続可能な循環型社会の創造等についての取組などを指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

県と同様の取扱いを求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が行う業務のうち一部を専門業者等に委託する場合は、県の承認を求めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

施設利用者へのサービスの向上の観点から、利用者の満足度や意見、苦情等を把握するために、アンケート等を実施するほか、アンケート結果、苦情内容及びその対応状況を報告することを求めます。

(5) リスク分担

天災等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、施設の設置者である県がリスクを負担するものと考えますが、不適切な運営により施設が破損した場合等のリスクは指定管理者が負担するものとします。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者より毎事業年度提出させる業務計画書については、年度事業の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書の提出

的確に施設の管理状況を把握するため、指定管理者に義務づける業務報告書として、毎月の事業毎の利用者数等実績について、四半期毎にまとめた業務報告書の提出を求めます。

(8) 事業報告書の提出

指定管理者は、年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等を報告するよう求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

募集要項で示したサービス水準等が確保されているか、指定管理者の自らの提案が守られているかの確認を随時行う必要があります。

確認は、基本的には四半期毎の業務報告書や年度終了後の事業報告書、必要に応じて実施する立入調査に基づいて行い、サービス水準を満たしていない等の不適切な場合には指示や改善勧告を行うこととします。

## 8 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成23年12月	指定管理者の指定
平成24年 3月	協定書の締結
平成24年 4月	指定管理者による施設管理の開始

## 提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)
			(社)三重県聴覚障害者協会		
<p>1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。</p> <p>①公の施設としての管理運営の適正性</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか。</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか。</p> <p>ウ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか。</p> <p>②県民(利用者)の平等な利用の確保</p> <p>ア 利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか。</p>	<p>センターにおいては、字幕や手話の映像製作及び貸出、聴覚障がい者の生活相談等の業務を行うほか、難聴者の講習会・講演会等の場として、会議施設の提供を行うとともに、災害発生時の中核的情報支援施設として、聴覚障がい者の自立と社会参加の推進を図ることとしています。</p> <p>センターの運営方針は次のとおりです。</p> <p>① ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者など、それぞれに応じた多様な情報コミュニケーション支援の環境を整え、地域生活支援等を行います。</p> <p>② 聴覚障がい者が気軽に生活・教育・就労等に関する相談ができ、日常生活用具の紹介や生活訓練についても適切に行えるような環境を整えます。</p> <p>③ 災害など緊急事態発生時における聴覚障がい者の連絡拠点、支援拠点となって、行政機関と連携を図りながら支援活動を行います。</p>	10点	<p>「ノーマライゼーション」を基本理念とし、聴覚障害者の福祉向上と情報提供、情報保障、情報コミュニケーションをサポートしていく専門的な施設であり、また、聴覚障害者自身が自立した地域生活を営むことができるよう幅広い視野を持って支援する。</p> <p>聴覚障害者及び関係団体等、利用者へのサービス提供に努めると共に、利用者からの要望や意見を尊重し、適切に事業に反映させるように努める。</p> <p>(県民の公平な利用の確保についての方策)</p> <p>支援センターのホームページを開設し、支援センターを利用できる時間帯と事業の紹介などを周知する。</p>	7.6点	<p>県の運営方針に沿った提案で、聴覚障がい者を取り巻く現状と課題を理解しており、利用者のニーズにあったサービスを公平に提供できる内容となっている。</p>
<p>2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。</p> <p>①安全かつ快適な施設管理の確保</p> <p>ア 利用者の安全の確保、事故防止が適切にされているか。</p> <p>イ 施設等の破損箇所・不良箇所等の点検やその対応方針が明確か。</p> <p>②適切な運営管理の確保</p> <p>ア 緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か。</p>	<p>・サービスの向上、安全の確保施設を常に清潔に保つとともに、来館者に対するサービスの向上と安全の確保を常に図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応してください。</p> <p>・施設及び設備の維持管理及び修繕等</p> <p>センターの施設、設備、貸与備品の管理を行い、必要に応じて修繕し、良好に維持管理すること。</p> <p>・管理運営を通じて取得した個人情報情報の取扱い</p> <p>指定管理者は、三重県個人情報保護条例の規定を順守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。</p>	15点	<p>①利用者の安全確保、事故防止、危険箇所の発見とその対処について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理担当者を定め、危機管理マニュアルの作成と周知</li> <li>・危険箇所チェックリストの作成</li> <li>・地震発生時の利用者と職員の安全確保を徹底</li> </ul> <p>②危機管理対策、個人情報保護、環境に配慮した維持管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護マニュアルを作成し、個人情報保護方針や基準を定め徹底する。</li> <li>・利用者個人のデータの徹底管理</li> <li>・電気及び空調等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リユースなど環境への配慮を行う。</li> </ul>	9.4点	<p>安全管理、緊急時の対応も適切であり、個人情報保護や環境に配慮した、適切な施設運営が期待される。</p>

<p>イ 個人情報保護の体制は適正か。</p> <p>ウ 環境に配慮した管理運営や取り組みがなされているか。</p>	<p>・環境配慮の推進 施設の管理にあたっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、グリーン購入などの環境配慮を行うこととします。</p>			
<p>3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。</p> <p>①施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上</p> <p>ア 提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか。</p> <p>イ 利用者を増やす具体的な取組が提案されているか。</p> <p>ウ 利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか。</p> <p>エ 広く県民に対する情報提供（広報等）や情報発信について具体的に提案されているか。</p> <p>オ 施設の稼働率などを高めるための具体的な提案がされているか。</p> <p>カ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか。</p> <p>キ 災害発生時における施設の役割と体制が提案されているか。</p> <p>ク 施設の機能を活用した具体的な独自提案（自主事業）がされているか。</p> <p>ケ 達成目標は、適切に設定されているか。</p>	<p>（業務水準） 字幕ビデオの製作・貸出し 製作・・・年間24本 貸出・・・年間380本程度 手話通訳者・要約筆記者の養成 盲ろう者通訳介助者の派遣・・・年2000時間程度 相談会の実施・・・週1回程度 生活訓練の実施・・・年間5日程度 各種情報の発信・・・行政情報や地域の文化活動などのネット配信 災害発生時における被災者支援・・・安否確認及び避難所支援 地域活動団体の交流促進 手話サークル等地域活動団体への情報提供 （利用者の声の把握） センターの利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告する（自主事業） センターの設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる （達成目標） 施設利用者の登録者数・・・500人以上 字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数・・・年12回以上 手話通訳者・要約筆記者の新規登録者数・・・年30人以上</p>	<p>45点</p>	<p>（業務内容） 字幕ビデオの製作・貸出し 製作・・・年間24本 貸出・・・年間400本程度 手話通訳者・要約筆記者の養成 手話・・・定員20名、要約・・・定員35名 手話通訳者の派遣・・・派遣事業の周知（手引書の作成など）、手話通訳者等の意見交換会、市町への支援 盲ろう者通訳介助者の派遣・・・派遣件数 年200件 派遣コーディネーターの設置 相談会の実施・・・定期的に設ける 生活訓練の実施・・・コミュニケーション教室、一般教養講座を開催 各種情報の発信・・・ホームページによる情報発信 災害発生時における被災者支援 ・・・安否確認及び避難所支援、市町との連携・名簿の作成、災害支援サポーター制度の構築 地域活動団体の交流促進 手話サークル等地域活動団体への情報提供、活性化 （利用者の声の把握） 意見箱の設置や評価委員会の設置による声の把握と施策への反映 （自主事業） 聴覚障がい者の子育て支援活動や高齢者の交流会を実施する。 （達成目標） 施設利用者の登録者数・・・1000人以上 字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数・・・年12回以上 手話通訳者・要約筆記者の新規登録者数・・・年30人以上</p>	<p>30.4点</p> <p>関係団体とのネットワークを活かし、利用者の意見を収集するなど、利用者の拡大、施設の有効活用が見込める。また、これまでの経験を生かした確実な事業展開が期待できる提案となっている。 災害発生時の支援については、具体的な提案がされている。 達成目標については、少し高く設定されており、困難も伴うと考えるが、期待したい。</p>
<p>4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>①施設等の管理に係る経費の縮減</p> <p>ア 具体的な経費節減の計画があり実行可能な内容か。</p> <p>イ 事業を積極的に受託し、経費節減につなげているか。</p>	<p>各年度に収支計画を作成してください。なお、提案される収支計画については経費の縮減が図られ、かつ収支が適正でバランスがとれている必要があります。</p>	<p>10点</p>	<p>適切な職員配置を行い、事務業務などは、情報や事務処理を一元化するシステムを構築 内部資料などは、できる限り電子文書を活用することで、ペーパーレス化を図る 定期的な維持管理を行うことで、設備の有効活用及び設備維持にかかる経費の軽減を推進 空調設備、電気・水道等の節減対策を講じる</p>	<p>6.6点</p> <p>予算規模の少ない中での効果的な事業ができるよう提案されており、適切な施設管理が期待される。</p>

<p>5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること。</p> <p>①管理体制の確保</p> <p>ア 専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制確保されているか。</p> <p>イ 職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか。</p> <p>③経営能力の確認</p> <p>ア 安定的に運営ができる経営的基盤となっているか</p> <p>イ 施設の運営管理にかかる実績はあるか。</p>	<p>(職員配置基準) 視聴覚障害者情報提供施設等の整備及び運営について 所長1名のほか、聴覚障がい者とのコミュニケーションがとれる職員を常置</p>	<p>20点</p>	<p>職員は3.5人 施設長(運営全般、相談業務、管理、苦情処理他) 職員(会計業務、手話・要約筆記養成企画と手配他)※簿記経験者 職員(手話通訳、派遣コーディネーター、現任研修) 非常勤(手話通訳、電話受付、ビデオライブラリー・機材貸し出し、広報発行) 非常勤(聴こえの相談、補聴器助言など) (体制) 支援センターの目的・事業の効果及び事業の円滑な実施と更なる一層の向上を図るため、“支援センター評価委員会”を設置する 支援センター評価委員会は公正・中立、専門的かつ客観的な立場から評価を行い、事業業務の改善やサービスの質向上へつなげる</p>	<p>13.4点</p>	<p>これまで事業実績があり、永年の経験等を基に、適切な管理運営が期待される。 専門職員の配置のほか、公募委員も含む評価委員会を設けるなど積極的な運営改善の体制が今後に期待できる。</p>
<p>総合審査結果</p>		<p>100点</p>	<p>67.4点</p>		

第1順位となった団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>三重県津市桜橋二丁目131番地 社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 大屋 隆</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<p>・申請団体は、聴覚障がい者の社会参加推進を目的に設立した団体であり、聴覚障がい者を取り巻く現状と課題を把握しており、三重県聴覚障害者支援センターの役割を發揮し、聴覚障がい者の福祉向上の意欲が認められる。 ・難聴者の団体など関係団体とのネットワークを活かして、利用者の意見を収集し、事業に反映させることができる。 ・災害発生時における聴覚障がい者支援について、市町との連携やサポーター登録制度など具体的な提案がされている。 ・子育て支援や高齢者の交流など、聴覚障がい者のニーズに対応した自主事業を行うことにより、三重県聴覚障害者支援センターの機能を有効活用できる。 ・これまで三重県からの受託により、聴覚障がい者支援に関する事業を実施してきた実績があり、三重県聴覚障害者支援センターの運営にあたり、これまでのノウハウを活用できる。</p> <p>以上のことから、平成24年4月より、県の運営方針に沿い、適切に三重県聴覚障害者支援センターの運営ができると評価できる。</p>

1 「『みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(中間案)』に関する意見」への回答

健康福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
131	健康対策の推進	健康福祉部	みえメディカルバレー構想の取組は、本施策に位置づけられているが、主な目的は産業の活性化にあると考えられるので、この取組は、経済の躍動を実感できるⅢの「拓く」の中に位置づけるべきである。	産業の活性化に関係した施策として、Ⅲ「拓く」の中の「321三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進」に変更して位置づけることとします。
132	医療体制の整備	健康福祉部	県民指標に置かれている「県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数」では、県民の幸福実現の度合いを推し量ることができない。もっと県民が実感できるような、例えば各医療圏での医療体制が整っていると感じている県民の割合などを指標として選定すべきである。	県内の二次救急医療体制をはじめとする地域医療体制は非常に厳しい状況にあります。最大の要因は、この数年間に地域の公立病院等において急速に進んだ医師の減少・偏在です。このため、医師、特に病院勤務医師の充足状況が地域医療の充実度をより直接的にあらわしていると考え、「人口10万人当たりの病院勤務医師数」を県民指標に変更します。
			県民指標に置かれている「県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数」では、県民にとっての成果をあらわす指標としてはわかりにくく、例えば人口10万人当たりの医師数や40代までの医師数なども検討していただきたい。	
			活動指標に置かれている「県立病院患者満足度」については、より客観的な回答が得られるよう、匿名性を高めたアンケートの実施を検討していただきたい。	
141	社会福祉の充実	健康福祉部	生活困窮者に対する支援については、なぜそのような状況になったのかをきちんと把握したうえで取り組んでいただきたい。	生活困窮に陥る原因は、傷病が原因となる場合や雇用の喪失、預貯金の減少等、様々であることから、今後とも、個々の状況に応じた支援を充実していきます。
142	高齢者福祉の充実	健康福祉部	県の活動指標に置かれている「地域貢献活動に取り組む老人クラブ数」については、指標として選定する前に、まずは実態をきちんと把握すべきである。	高齢者が地域貢献活動に取り組んでいる状況をよりの確に表す指標として、「地域貢献活動等に関する研修会参加者数」に変更します。



健康福祉病院常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
221	子育て環境の整備	健康福祉部	取組方向の中に「特別保育等の実施を進める」と記載されているが、これから実施する県内特別保育における実態調査の結果も踏まえたうえで、記載内容についてはさらに検討していただきたい。	本年度に行う特別保育等にかかる実態調査分析を踏まえて、関係団体にも参加いただき、特別保育等の推進策について検討することとしていますので、そのことがわかる記述とします。
222	子どもの育ちを支える家庭力・地域力の向上	健康福祉部	<p>平成27年度末での到達目標の中に「子どもに関わる大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深め、」と記載されているが、県民指標には大人ではなく子どもたちの「三重県子ども条例」の認知度が置かれており、非常に矛盾があると考え。</p> <p>県民指標については、「「三重県子ども条例」の認知度」ではなく、例えば地域の方たちに支えてもらっていると感じている子どもの割合など、子どもたちがどう感じているかをあらわす指標の方が良いと考える。</p> <p>取組方向の中に「学校を通じて家庭教育の充実に向けた取組を進める」と記載されているが、学校と地域の方々が補い合う部分もあると思うので、記載内容についてはもう一度検討していただきたい。</p>	<p>子どもの育ちを支えることのできる環境づくりを推進する最大の要素は、周囲の大人たちが「子どもの育ち」を理解し、支援を実践することであることから、「子どもの育ちを支える」ための基本的な考え方と実践について研修を受け、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポーター」として県が認証した人の数に変更します。</p> <p>県教育委員会では、三重県教育ビジョンの基本理念に掲げる、学校・家庭・地域が一体となった教育を進めるためには、低下しつつある家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、相互のつながりを一層深め、学校だけではなく、家庭や地域と連携・協力し、社会全体で教育を支える取組を推進していくことが必要と考えています。</p> <p>こうしたことをふまえ、学校と家庭や地域との双方向の取組として、「施策222 地域に開かれた学校づくり」の中で、保護者や住民等の学校運営や教育活動への参画、地域による学校支援の体制づくりなどについて記述します。</p> <p>なお、中間案での「施策222 子どもの育ちを支える家庭力・地域力の向上」は、「施策231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり」に変更します。</p>
II-2	子育て・教育	子どもたちを主体者として位置づけるなど、子ども条例の理念が反映された政策名や政策内容になるよう再考していただきたい。		政策名について、「子どもの育ちと子育て」という政策名へ変更します。

3 「『三重県版事業仕分け』に関する意見」への回答

健康福祉病院常任委員会

事業名	担当部局名	仕分け結果	委員会意見	回答
社会福祉施設職員研修事業費	健康福祉部	再検討	<p>県と三重県社会福祉協議会との全体的な関わりの中での位置づけを踏まえながら、これら2事業の今後の取扱いについて、再検討いただきたい。</p>	<p>議会からのご意見等や、三重県社会福祉協議会に委託や補助を行っている事業全体の中での位置づけを踏まえ、各事業の内容、経費の必要性について検証を行い、より効率的、効果的な事業の執行となるよう、必要な見直しを図りたいと考えています。</p> <p>(研修事業)</p>
明るい長寿社会づくり推進機構事業委託費	健康福祉部	再検討		<p>県として、福祉人材の資質向上について一定の役割を果たす必要があることから、引き続き、事業を実施していく必要があると考えていますが、参加者負担金や人件費補助のあり方などについて、必要な見直しを行いたいと考えています。</p> <p>(委託事業)</p> <p>事業の内容についてより詳細な検証を行い、委託の経費にかかる人件費や管理費などについて必要な見直しを行いたいと考えています。</p>
UDのまちづくり展開事業費	健康福祉部	再検討	<p>より効果が上がるような事業の展開を、様々な角度から検討していただき、その検討結果を県民力ビジョンにも反映していただきたい。</p>	<p>新たにパーキングパーミット制度を導入し、制度の定着に向けた普及啓発活動を実施するなど、さまざまな主体と連携して地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めたいと考えています。また、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等をつなぐネットワークづくりを推進し、これらの主体が中心となったユニバーサルデザインの意識づくりを進めることとしており、「みえ県民力ビジョン(仮称)」にも反映させてまいります。</p>



## 4 医師確保対策について

### 1 取組状況

医師不足、偏在解消に向けて、医師無料職業紹介事業等の医師不足の影響を当面緩和する取組や、地域医療支援センター（仮称）の設置、運営等の中長期的な視点に立った取組を進めていますが、主な取組状況（11月末現在）は次のとおりとなっています。

#### （1）医師不足等の影響を当面緩和する取組について

##### ○医師無料職業紹介事業（平成23年11月末現在）

問い合わせ数：31名、成約数：13名、継続数：7名

成約内訳：常勤3名・非常勤10名

##### ○臨床研修医・専門研修医に対する研修資金貸与制度の運用

平成23年度貸与者 臨床研修医：14名、専門研修医：2名

##### 追加募集の実施

募集期間：平成23年11月15日～12月28日

募集人員：臨床研修医6名以内、専門研修医8名以内

#### （2）中長期的視点に立った取組について

##### ○地域医療教育の充実

###### ・地域医療体験実習の開催 11月19日～20日

県外離島での体験実習（参加者：三重大生、自治医科大生14名）

###### ・三重大学医学部医学科での地域医療講義の実施（10月13日、20日、27日）

県内の地域医療の実情等について、県内の離島診療所、へき地診療所、へき地病院関係者等を講師に招いて、医学科の「国際保健と地域医療」講義を実施

###### ・市町での保健教育活動の実施（9月～12月）

大学、県、市町による協働取組として、三重大学医学部医学科1、2年生を対象に県内全市町で実施中

※一部市町は災害等により延期又は中止

###### ・地域訪問活動の開催 11月17日

三重大学医学部医学科地域枠B学生を対象にこころの医療センターで実施

※ 地域枠には、三重県全域を対象とした地域枠A、県内の医師不足地域15市町から推薦を受けた地域枠Bがある。

##### ○三重県地域医療支援センター（仮称）の状況

厚生労働省の地域医療支援センター運営事業にかかる不採択の決定通知（11月28日付け）

### (3) その他

○NPO 法人 MMC 卒後臨床研修センターへの支援による臨床研修プログラムの充実  
平成 24 年度からの MMC プログラム実施への支援等

MMC プログラム参加病院（県内すべての基幹型臨床研修病院：17）

#### ○医師臨床研修医の確保

平成 23 年 10 月 27 日、厚生労働省が平成 23 年度医師臨床研修マッチング結果を公表

三重県：募集定員 128 名 マッチ者数 93 名 充足率 72.7%

（前年度：募集定員 129 名 マッチ者数 93 名 充足率 72.1%）

#### ○中高生等を対象とした医学部進学セミナー

メディカルオータムスクール in 志摩病院の開催 10 月 22 日

（県立志摩病院・志摩医師会と共催）

県立志摩病院において、鳥羽志摩地域の中高生等を対象に、実際の医療現場の見学や体験、医療従事者との交流を通じて医療関係職種をめざすきっかけを作り、中長期的な医療人材の確保を図る。

参加者：中学生 64 名、高校生 12 名、医学生 4 名、看護学生 8 名

## 2 今後の対応

上記の取組等を通じて、引き続き、医師確保に努めてまいります。

なお、国の地域医療支援センター運営事業費補助金については、11 月 28 日付けの不採択通知を 12 月 5 日に受領しましたが、国に対しては、引き続き、平成 24 年度事業における実施箇所数の確実な増加を図るとともに、平成 23 年度事業における追加採択の実施と本県事業の採択について、情報収集と要望を行っています。

さらに、このことと並行して、地域医療再生基金（拡充分）を活用して医師不足状況や各医療機関における研修プログラムの状況の把握・分析等に取り組んでいくこととし、三重県地域医療支援センター（仮称）の設置に向けた準備を進めます。

## 5 ドクターヘリの取組状況について

### 1 現状

三重県では、平成 22 年 9 月に三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院の 2 病院を基地病院とし、協力しながらドクターヘリの運航開始に向けて取り組んできています。ドクターヘリの円滑で効果的な運航について連絡・調整を行う運航調整委員会の設置・運営や運航会社との契約などについては、三重大学医学部附属病院において進められています。

また、ドクターヘリ関係団体、関係学会の研修会を活用し、ドクターヘリに搭乗する医師・看護師の研修を実施しています。

#### 【これまでの取組】

- 平成 23 年 3 月 第 1 回運航調整委員会の開催（ドクターヘリ運用要領等の策定に向けた作業部会等の設置）
- 5 月 運航調整委員会作業部会の開催（運用要領案等の検討）
- 7 月 臨時離着陸場の選定に向けた調査（各消防本部へ協力依頼）
- 8 月 市町救急担当課長会議等で協力依頼
- 9 月 消防本部救急担当課長会議で協力依頼  
運航会社の選定（三重大学において入札・契約）  
※中日本航空株式会社（愛知県西春日井郡豊山町）に決定。
- 10 月 第 2 回作業部会の開催（運用要領案の取りまとめ）
- 11 月～基地病院の周辺住民への説明会開催  
（山田赤十字病院 11 月 29 日、三重大学 12 月 11 日）

### 2 今後の取組

今後は、運航調整委員会において、ドクターヘリ運用要領等を策定し、基地病院と連携して、同要領に基づくドクターヘリの出動要請などについて、救急隊をはじめとする消防職員に対する説明会の開催など、安全で円滑な運航体制の構築をはかり、平成 24 年 2 月の運航開始をめざします。



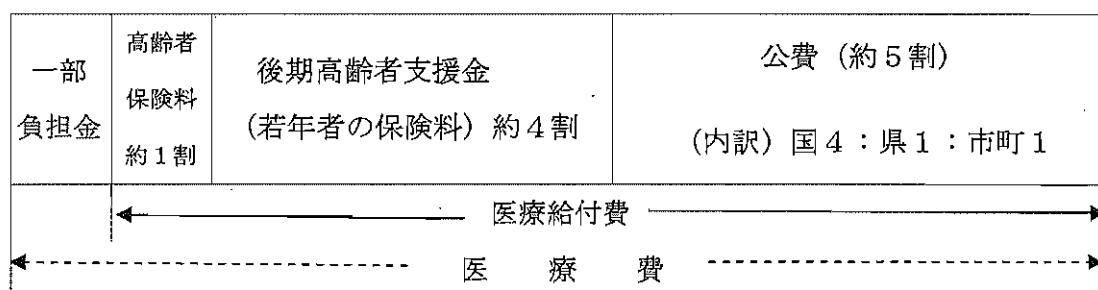
## 6 後期高齢者医療制度における医療費の状況と保険料の改定について

### 1 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が運営主体となり、75歳以上（65歳以上75歳未満で一定の障害の状況にある方を含む）が加入する医療保険として、平成20年4月1日から施行されました。

平成22年12月に、国の「高齢者医療制度改革会議」が、独立型の後期高齢者医療制度を廃止して国民健康保険か被用者保険に加入するとする「最終とりまとめ」を行いました。現段階で、制度廃止のための法案等は提出されていません。

(2) 後期高齢者医療制度は、医療費から一部負担金を差し引いた医療給付費について、高齢者の保険料 約1割、後期高齢者支援金（若年者の保険料）約4割、公費 約5割（国：県：市町＝4：1：1）の負担により運営されています。



### 2 後期高齢者医療制度の医療費等の状況

(1) 三重県の後期高齢者医療制度の被保険者数は、平成23年9月末現在230,164人で、平均被保険者数は、毎年2.8%程度増加しています。所得階層別の割合は、現役並み所得者が減少し、低所得者が増加しています（資料1）。

(2) 保険料の算定の基礎となる2年度毎の医療給付費総額の推移を見ると、平成20・21年度は約2,838億円であったものが、平成22・23年度は3,288億円（15.9%増）となっています（資料2）。

(3) 一人当たり医療給付費は年々増加しています（資料3）。

(4) 後期高齢者の一部負担金は、現役並み所得者を除き医療費の1割ですが、実際には高額療養費等により約8%の負担となっています。また、医療給付費の約1割が保険料となりますが、高額医療費や保険料の軽減等により、高齢者の保険料負担は約7%で、残りが公費と後期高齢者医療支援金となっています（資料4）。

(5) 現役世代、特に20代から40代は、自らの医療費以上（1.5～2.0倍程度）の保険料を負担しています（資料5）。



### 3 保険料について

- (1) 平成 20 年度以降の 2 年度単位の期間（特定期間）を財政運営期間として、費用（医療給付費等）から収入（公費・若年者からの支援金等）を除いた残額を保険料として徴収します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{賦課総額} \\ \text{(費用－収入) ÷ 予定収納率} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{応益保険料総額} \\ \text{(均等割額)} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{応能保険料総額} \\ \text{(所得割率)} \end{array}}$$

\*低所得者には保険料の軽減措置があり、県は軽減分の 3/4 を負担しています。

- (2) 保険料は広域連合の条例で定められますが、条例改正に当たっては、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないこととされています。平成 23 年度中に平成 24・25 年度の保険料を定める必要があります。

### 4 後期高齢者医療財政安定化基金について

- (1) 保険料未納や給付増のリスク等により広域連合が受ける財政への影響に対応するため、国・県・広域連合が 1 / 3 ずつ拠出して、県に三重県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置しています。
- (2) 平成 22・23 年度の保険料から、保険料の増加抑制のため基金を取り崩して広域連合に交付することが可能となったことから、広域連合の剰余金に加え基金の交付を前提に保険料を設定して増加を抑制しています。

H20・21 均等割 36,758 円 所得割 6.79% (H21 一人当たり保険料 49,321 円)  
→H22・23 均等割 36,800 円 所得割 6.83% (H23 一人当たり保険料 49,132 円)  
(広域連合の剰余金のみを収入に計上し、県の基金から交付しない場合における  
H22・23 保険料の試算結果は 均等割 38,708 円 所得割 7.24%でした。)

\*H22・23 の保険料改定では実質的に据え置いていることから、H24・25 の保険料改定においては、H20 からの 4 年間の医療給付費の伸びを反映することとなります。

- (3) 国は、平成 24・25 年度の保険料においても、保険料増加抑制のため、剰余金や基金の活用等が考えられるとして、広域連合に対しこれらも踏まえた上で保険料の試算を行うよう通知し、県に対しては、基金の交付等について協議があった場合には協力するよう依頼がありました。

(参考) 基金の状況	平成 22 年度末積立額	約 15 億 4 千万円
	平成 23 年度積立見込額	約 5 億 5 千万円
	平成 23 年度交付見込額	10 億円
	平成 23 年度末基金残高	約 10 億 9 千万円

\*平成 24・25 年度においても、各年度約 5 億 9 千万円ずつ積み立てる予定

(4) 財政安定化基金の活用にあたっては、リスク対応分として賦課総額の3%以上を残す必要があります。

(三重県の場合) 当該年度の賦課総額の3%分=約5億5千万円

平成24・25年度の活用可能額=10.9+5.9×2-5.5=約17億円

## 5 三重県後期高齢者医療広域連合の保険料設定の考え方

現在、三重県後期高齢者医療広域連合においては、平成24・25年度の保険料必要額について詳細な算定を行っているところですが、医療費等の伸びに伴い、大幅な保険料の増加が見込まれる状況です。広域連合としては、基金にリスク対応分を残したうえで、保険料増加抑制のため、取崩しにより活用できる基金の交付を県に対して要請し、その交付を見込んだ保険料(均等割額と所得割率)を平成24年2月開催予定の広域連合議会に提案したい意向と聞いています。

なお、基金を交付したとしても、高齢者の保険料は増加する見込みです。

## 6 県の考え方

後期高齢者医療の保険料は、広域連合議会において決定されるものであり、広域連合から保険料決定のための知事協議があった場合には、その内容を十分精査のうえ、適切に対応していきます。

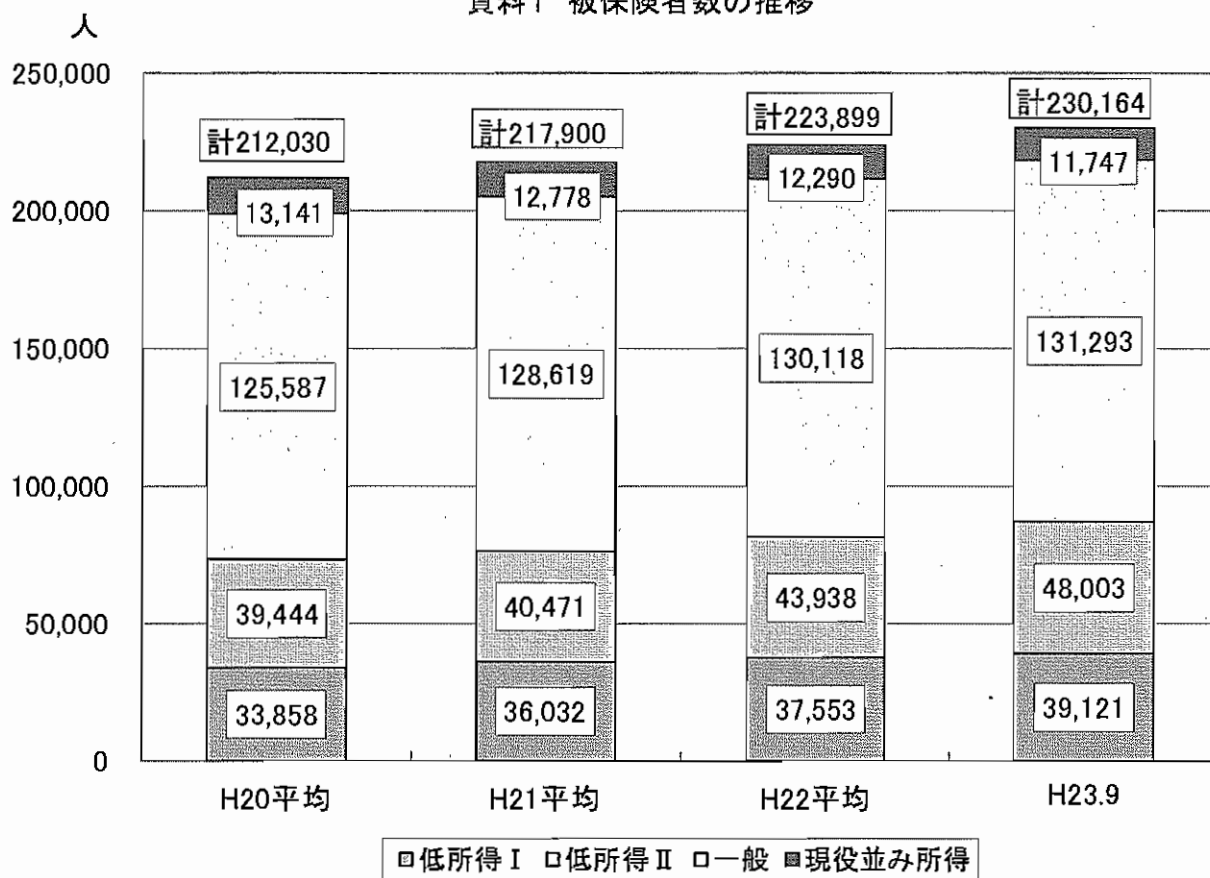
(今後の予定)

平成24年2月上旬 広域連合から保険料改定に伴う条例改正のための知事協議

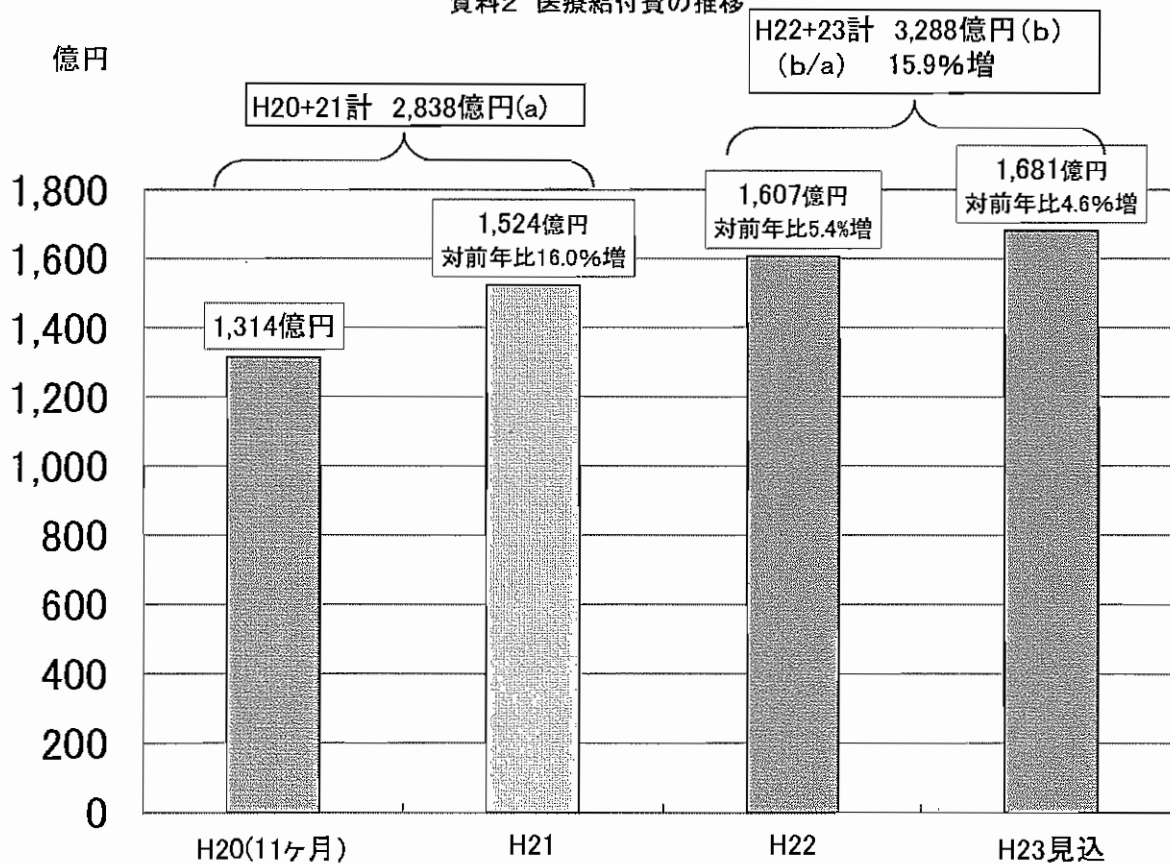
平成24年2月上旬 協議に対する回答

平成24年2月中旬 広域連合議会において次期保険料決定

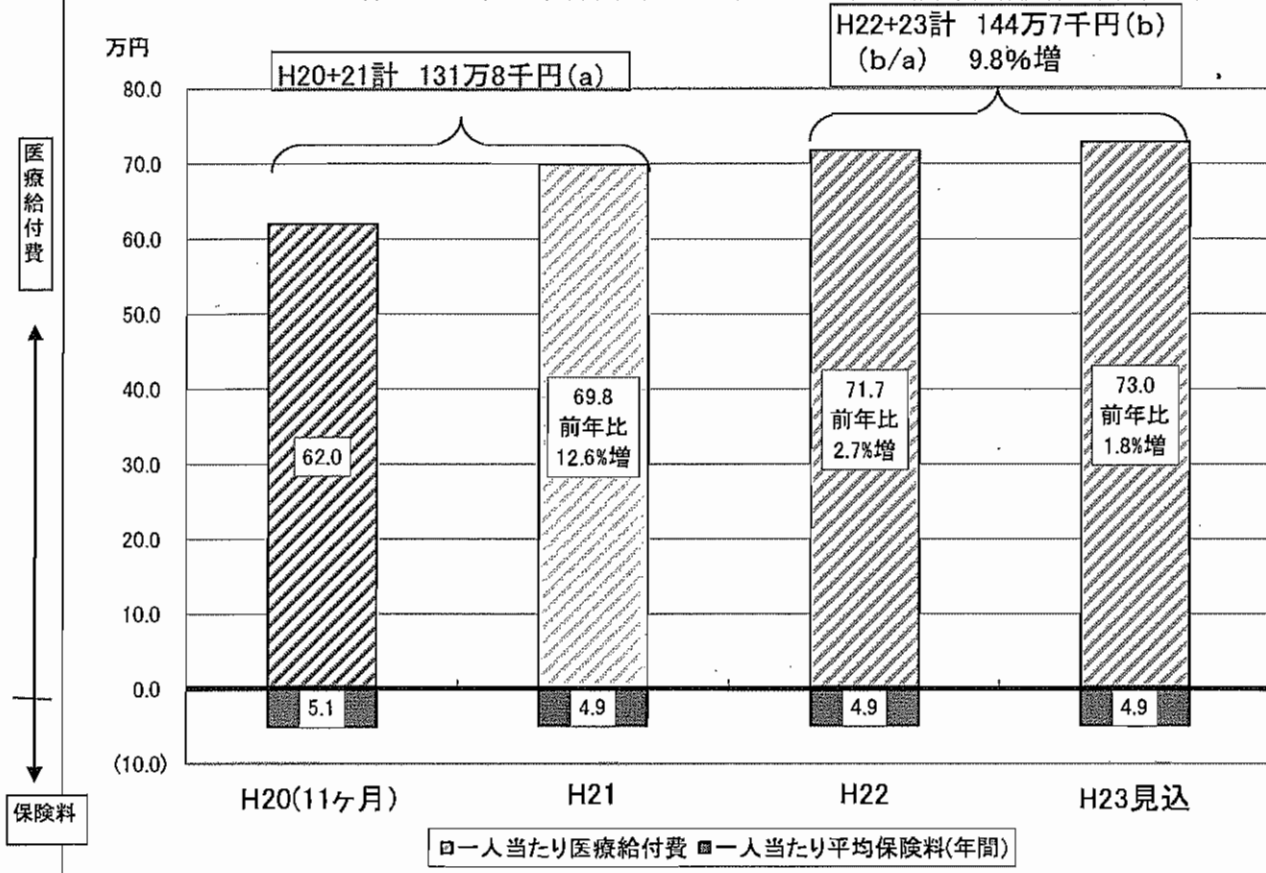
資料1 被保険者数の推移



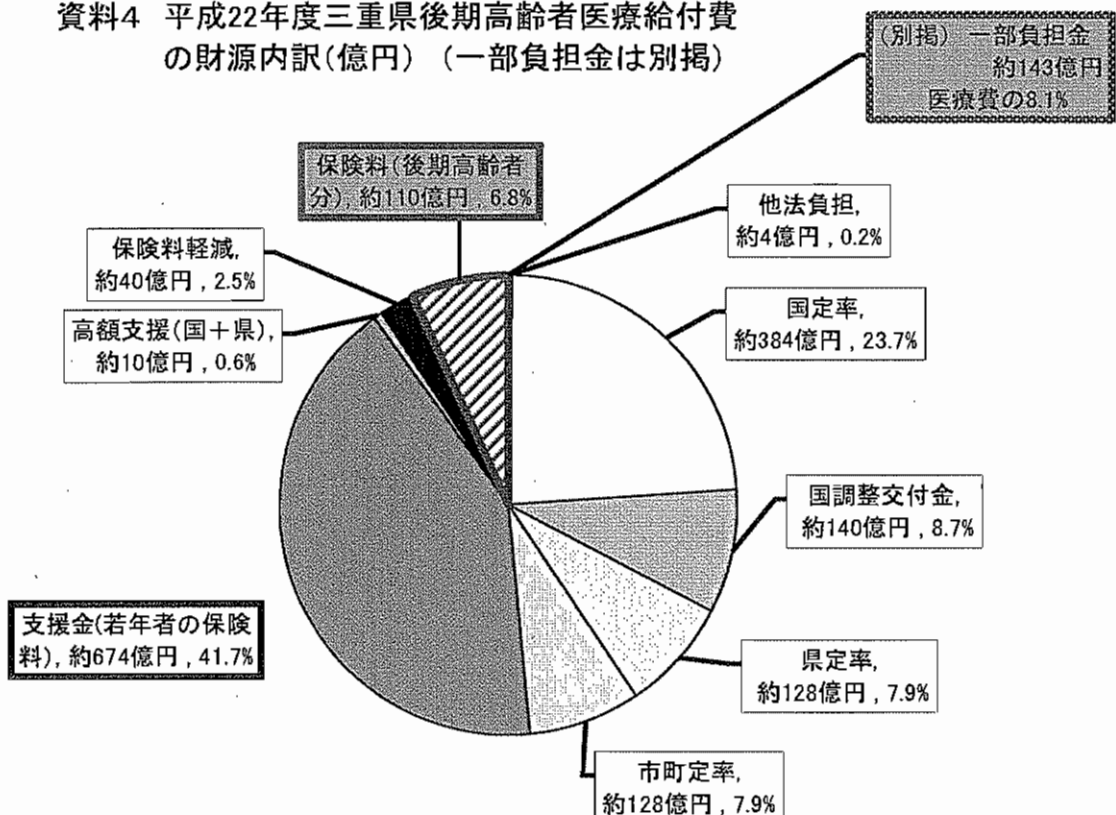
資料2 医療給付費の推移



資料3 三重県後期高齢者医療の加入者一人当たり医療給付費と保険料の推移(年間)



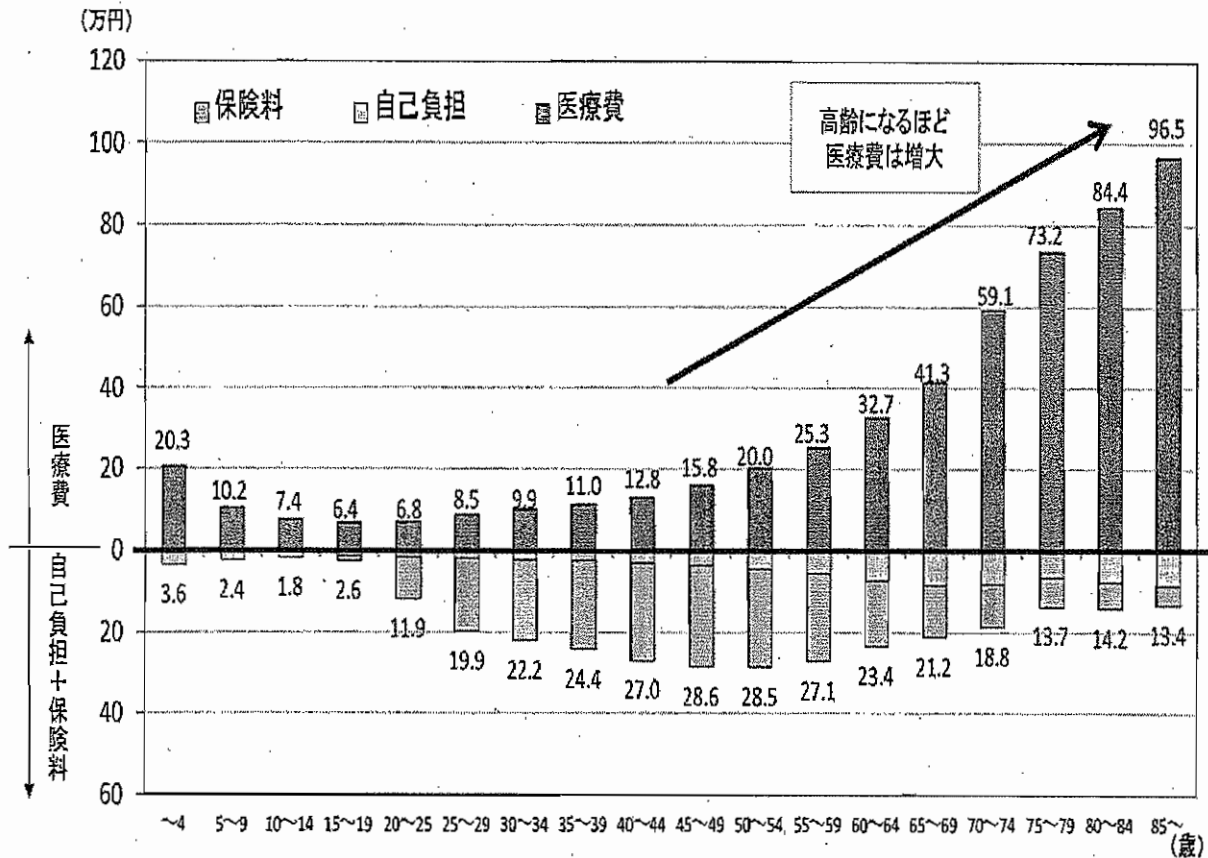
資料4 平成22年度三重県後期高齢者医療給付費の財源内訳(億円) (一部負担金は別掲)



グラフ中の割合は、医療費から一部負担金を除いた額(医療給付費)に対する割合  
 公費等は各年度の実績見込み額。平成22年度は2年間の財政運営期間の初年度に当たり、  
 剰余金が生じることから、各金額の計はH22医療給付費の計と一致しない。

資料5 全国

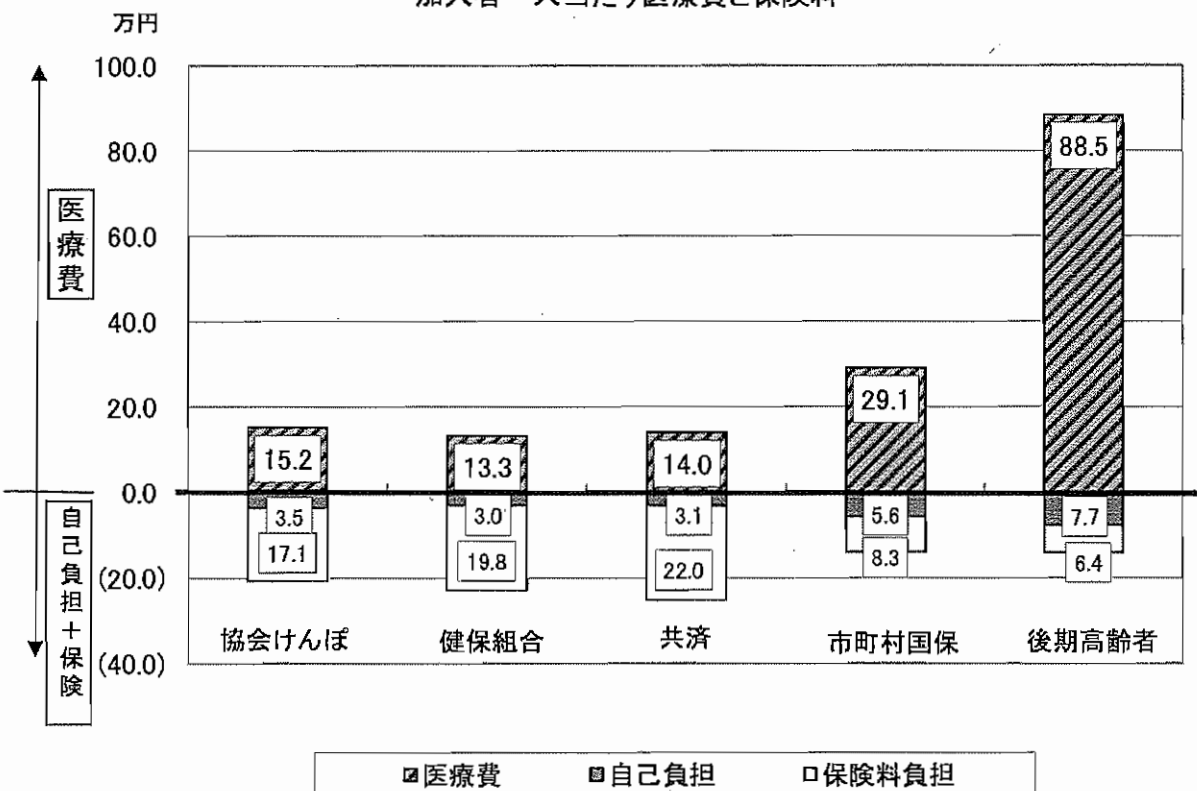
◎ 年齢階層別の一人当たり医療費



現役世代(特に20代～40代)は、自らの医療費以上(1.5～2.0程度)の保険料を負担し、高齢者医療を支えている。

◎ 加入者一人当たりの医療費等(年間/万円) H21年度平均

加入者一人当たり医療費と保険料



## 7 「みえ高齢者元気・かがやきプラン(仮称)」(中間案)について

### 1 はじめに

#### (1) 策定の趣旨

- ① 少子・高齢化に加え、核家族化などによって、家族だけで介護が担うことが困難となる状況を受け、平成9年に制定され平成12年4月にスタートした「介護保険法」の下、現在、介護は社会全体で支えることが基本理念となっています。
- ② 三重県は、介護保険制度を中心として、県民や市町及び広域連合（以下「市町等」という。）と協働して、高齢者を取り巻く課題に対応するため、平成23年度までを計画期間とする「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（以下「プラン」という。）を策定しており、今回、これまでの取組の検証を踏まえつつ、平成24年度以降を計画期間とするプランに改訂します。
- ③ プランは、介護保険法第118条第1項に規定する「介護保険事業支援計画（第5期）」であると同時に、老人福祉法第20条の9第1項に規定する「老人福祉計画（第6次）」として策定します。

#### (2) プランのめざすべき方向性

- ① プランのめざすべき方向性は、「地域包括ケア」です。三重県では、平成19年度に「みえ地域ケア体制整備構想」を策定し、「三重県における地域包括ケア」のあるべき姿を提示しました。
- ② 具体的には、次の7つを柱に「地域包括ケア」の一層の推進を図ります。
  - ア 介護サービス基盤の整備
  - イ 認知症総合対策の推進
  - ウ 地域包括ケアの構築
  - エ 介護・福祉人材の安定的な確保
  - オ 介護保険制度の円滑な運営
  - カ 在宅生活支援の充実
  - キ 高齢者の安全・安心の確保

#### (3) 策定のための体制

- ① プランは、保健・医療・福祉等の各分野に関係するものであり、これらの分野の専門家で構成する「三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」（以下「高齢者福祉専門分科会」という。）において審議します。
- ② 平成23年9月から10月に市町等と意見交換を実施し、市町等が策定する介護保険事業計画（第5期）との整合を図りました。

#### (4) 新プランの期間とPDCAサイクルの導入

- ① 新プランは、平成24年度から平成26年度までの3年を計画期間とします。
- ② プランは、年度ごとに高齢者福祉専門分科会で評価を行い、改善を行う「PDCAサイクル」により運用します。

#### (5) 関係計画間の調和

- ① プランの策定に当たっては、三重県の総合計画である「みえ県民力ビジョン（仮称）」の枠組みの中で、「三重県保健医療計画」、「ヘルシーピープルみえ・21」及び「三重県高齢者居住安定確保計画」の諸計画との調和を図りました。

#### (6) 圏域

- ① 「みえ地域ケア体制整備構想」、「三重県保健医療計画」等との調和を図る観点から、二次保健医療圏域と同じ圏域を設定しました。

#### (7) 広報

- ① 介護保険は、制度自体が複雑化され、利用者や家族にとってわかりにくいとの指摘もあり、プラン策定の機会を捉え、介護保険制度の理念とルールについて、利用者やその家族だけでなく、広く住民に周知され定着するよう、積極的な取組を進めていくことが必要です。
- ② プランは、三重県ホームページへ掲載するとともに、「県政だより みえ」に特集を組み、全ての県民に周知されるよう努めます。
- ③ 市町等に対しては、協働してプランを推進することができるよう、定期的に連絡会議を実施します。

## 2 今後の予定

平成24年1月頃	パブリックコメントの実施
平成24年2月	第3回高齢者福祉専門分科会で最終案を審議
平成24年3月	健康福祉病院常任委員会に最終案(※)を報告
平成24年4月	プランの策定

※ 介護保険施設（広域型）の必要入所定員総数（整備可能数）は、積み上げ作業の関係から、最終案の中で報告します。

### 3 プランのポイント

#### (1) 取組の構成

- 7つの取組体系の中から、「介護サービス基盤の整備」、「認知症総合対策の推進」、「地域包括ケアの構築」及び「介護・福祉人材の安定的な確保」の4項目を特に選択し、重点的に取り組む項目に位置付けます。

また、「介護保険制度の円滑な運営」、「在宅生活支援の充実」及び「高齢者の安全・安心の確保」の3項目について、体系的に実施します。

#### (2) 主な取組

- このプランでは、7つの取組体系のもと、41の具体的な行動（アクション）を実施します。7つの取組体系それぞれに、新たな視点を盛り込んだ取組を行います。



## プランにおける主な取組

### 1 介護サービス基盤の整備

- 平成24年度からの3年間において最優先で取り組む課題として、介護度が重度で在宅生活をしている待機者(2,240人)が早期に入所できる特別養護老人ホームの整備の推進を掲げるとともに、「個室ユニット化」の推進については多床室を可能とする柔軟な取り扱いを認めます。
- 住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの整備について市町や広域連合を支援します。

### 2 認知症総合対策の推進

- 「認知症施策推進会議」を活用して県の認知症施策や市町の取組に対して分析、助言を行うほか、「基幹型認知症疾患医療センター」を設置し各認知症疾患医療センターと連携して、身体合併症に関する救急対応等を行う検討を進めます。
- 認知症の早期発見、早期治療、予防につなげるため、また本人や介護家族への支援への一歩として、認知症サポーターの養成等、認知症知識の普及に取り組みます。
- 認知症に早期に気づき早期の確定診断につなげ、適切な認知症ケアや関係機関等の支援が受けられるよう認知症対応力を向上させます。

### 3 地域包括ケアの構築

- 地域包括支援センターの活動を支援するため、職員の研修に加え、地域の課題解決に向けて助言等を行う「専門アドバイザー」を新たに派遣します。
- 独居高齢者や認知症の高齢者が増加する等の高齢者を取り巻く環境が変化する中で、高齢者が住み慣れた自宅や地域において最期まで暮らし続けるため、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。
- 地域における「居場所づくり」、高齢者の見守りや安否確認のネットワーク構築など、支え合い体制の整備を支援します。

### 4 介護・福祉人材の安定的な確保

- 介護施設における医療的ケアの必要性が高まっていることから、「たんの吸引等を実施する介護職員等」の確保や資質の向上を図ります。
- 将来にわたり介護ニーズに対応できる、福祉・介護人材の安定的確保を図ります。
- 介護支援専門員の資質向上を図るため、研修体制を強化し中立・公平性を高めます。

## 5 介護保険制度の円滑な運営

- 介護保険財政安定化基金について「介護保険料軽減のための取崩し」を行うとともに、新たに創設された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等のサービスの普及に取り組みます。
- このほか、介護保険サービス事業所等の指定や介護給付適正化など、介護保険制度の円滑な運営に資する事業に取り組みます。

## 6 在宅生活支援の充実

- 「支援する高齢者」の視点で、高齢者の地域貢献活動を支援する「高齢者健康・生きがいつくり」に取り組みます。
- 新たに創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の普及にも取り組みます。
- このほか、「健康づくり」「介護予防」「医療連携」「療養病床転換支援」「移動手手段の確保」「老人クラブ活動支援」に取り組みます。

## 7 高齢者の安全・安心の確保

- これまでの計画になかった、「高齢者医療」「消費者保護」「交通安全」「雇用確保」「ユニバーサルデザイン」などの項目を明記したほか、「防災対策」について、東日本大震災や平成23年の台風12号を教訓に対策を推進します。



## 8 第5期三重県介護保険事業支援計画における 特別養護老人ホームの整備について

### 1 これまでの整備の考え方

本県における特別養護老人ホーム（以下「特養」という）の整備は、平成 15 年の介護保険法改正で制度化された施設の「個室ユニット化」推進の動きに呼応して、平成 16 年度以降、全てユニット型個室で進めているところです。

このような中、平成 22 年度には、入所待機者の解消をはじめ低所得者の負担軽減の観点など従来型多床室の特養整備に対する希望もあることから、三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）において「特別養護老人ホームのユニット型個室と従来型多床室整備」について検討が行われたところ、専門分科会では、

「ユニット型個室と従来型多床室の両方の整備が必要であるが、現状はユニット型個室の整備率が低い状況であり、当分の間は、ユニット型個室の整備を推進することとし、ある程度、ユニット型個室の整備が進めば、従来型多床室の整備についても考慮していくこととする。」

との意見がとりまとめられ、県に報告がありました。

県としては、この報告内容や利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したケアの観点を重視すること等を踏まえ、平成 23 年 6 月に公表した「平成 24 年度施設整備方針」において、平成 24 年度の整備については、引き続き、ユニット型個室の整備を進めることとしたところです。

### 2 整備の状況や意見等について

#### (1) ユニット型個室の整備状況

特養のユニット型個室の整備については、国の平成 26 年度の整備目標（70%）に対し、三重県は平成 22 年 7 月現在で 27.3%、平成 23 年 7 月現在で 32.1%、平成 24 年 7 月には 37.5%となる見込みです。

また、平成 24 年度の広域型特養の整備募集数を加えると、平成 25 年度では 40%を超えることが見込まれます。

#### (2) 三重県議会における議論

平成 23 年 10 月 18 日の県議会において健康福祉病院常任委員会委員長より「特別養護老人ホームの整備に関して、これまで国が定めてきた高齢者施設の設置基準を県条例において規定できるようになったことも踏まえ、一部多床室も認めるなど、地域の実情の応じた三重県介護保険事業支援計画を策定されることを要望します。」との委員長報告が行われました。

(3) 市町の意向

ユニット型個室と従来型多床室の整備について、平成23年10月に各市町の考え方を確認したところ、年金生活者等低所得者への配慮などから「ユニット型個室の整備を推進するが従来型多床室の整備も進めるべき」との意見が多い状況です。

(4) 他都道府県の実組状況

平成23年11月に各都道府県の実組状況について調査したところ、

- ①「ユニット型のみを整備する」都道府県数は15
- ②「ユニット型を優先するが多床室と両方を整備する」が14
- ③「同じく、両方を整備するがユニット型を優先とはしない」が11
- ④「改築に限り多床室認める」が4
- ⑤「整備計画なし」が3

となっています。

3 第5期介護保険事業支援計画における施設整備方針案について

ユニット型個室は一定の整備率が達成されつつあること、また、県議会での議論や市町の意向、他県の状況等から、特養の整備方針について「ユニット型を原則としつつ、一部多床室も認めていくこと」と整理し、この程、専門分科会に報告したところです。

その結果、特に異論もなかったことから、第5期介護保険事業支援計画に「利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、基本的にはユニット型施設の整備を進めますが、従来型多床室への入所希望が多いことやユニット型施設の整備状況を勘案し、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで、従来型施設の整備も可能とする」ことを位置づけていきたいと考えています。

## 【所管事項説明】

### 9 「みえ障がい者共生社会づくりプラン(仮称)」(中間案)について

#### 1 計画策定の趣旨

このプランは、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を統合した計画として策定するもので、平成23年度を終期とした現行の「みえ障がい者福祉プラン」に替わる新たなプランです。

このプランでは、本県が県民との協創により取り組む障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策等を明らかにし、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざします。

#### 2 中間案の内容

##### (1) 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

##### (2) 施策の内容

「障害者計画」の施策については、第2編に重点的取組、第3編に分野別施策として示しています。分野別施策を「共生社会を実感できる地域社会づくり」「生きがいを実感できる地域社会づくり」「安心を実感できる地域社会づくり」の3部で構成するとともに、分野別施策の中から、重点的に取り組む項目として、「雇用の場の拡大と就労への総合的支援」「勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備」「ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の充実・強化」「災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応」の4項目を重点的取組として位置づけます。

なお、「障害福祉計画」は、本計画の「第4編 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標及び指定障害福祉サービス等の見込量」で示すこととしていますが、現在、国の基本指針(案)に即して、各市町において検討過程にあるため、最終案において報告します。

#### 3 今後の予定

平成24年	1月頃	パブリックコメントの実施
	2月	三重県障害者自立支援協議会で最終案を審議 三重県障害者施策推進協議会で最終案を審議
	3月	健康福祉病院常任委員会に最終案を報告
	3月末	次期プランの策定

## プランにおける新たな取組

### 1 重点的取組

#### (1) 雇用の場の拡大と就労への総合的支援

障がい者の多様な働き方の一つとして、生活指導、健康管理等に配慮した環境のもとで障がいの有無にかかわらず、対等な立場で共に働ける新しい職場形態である「社会的事業所」の運営を支援します。

#### (2) 勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備

競技種目別障がい者スポーツ団体の結成および育成、県域で活動するスポーツ組織の活動支援を行い、障がい者スポーツの参加機会の増加を図ります。

#### (3) ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の充実・強化

幼年期から老年期に至るまでの生涯を通じた障がい者の地域生活支援を切れ目なく行うため、福祉、医療、教育、労働など、さまざま分野との連携を強化し、よりきめ細かな相談支援の充実を図ります。

#### (4) 災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応

障がい福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の設置主体が実施する耐震改築等を促進します。

### 2 分野別施策

#### (1) 「共生社会を実感できる地域社会づくり」に向けた施策

「社会参加の環境づくり」の施策に「選挙等における配慮」の取組、「権利の擁護」の施策に「障がい者の消費者トラブル防止」の取組を新たに明記しました。また、「権利の擁護」を施策として新たに位置づけています。

#### (2) 「生きがいを実感できる地域社会づくり」に向けた施策

「スポーツ・文化活動への参加機会の充実」の施策において、「障がい者スポーツの環境整備」や「文化活動への参加機会の充実」の取組を強化します。

#### (3) 「安心を実感できる地域社会づくり」に向けた施策

「保健・医療体制等の充実」の施策に「療育の充実」の取組を新たに位置づけるとともに、「防災・防犯対策の推進」を施策として新たに位置づけています。



# みえ障がい者共生社会づくりプラン(仮称)中間案 ~障がいのある人もない人も「共に生きる」社会をめざして~

## 第1編 第1章 1及び2 策定の趣旨及び基本的事項

- 1 計画策定の趣旨  
現行プランの検証を行うとともに、本県における現状と課題をふまえ、改正障害者基本法や障害者自立支援法に基づく国の基本指針に即して、策定
- 2 計画の位置づけ  
・障害者基本法第11条第2項に定める「都道府県障害者計画」  
・障害者自立支援法第89条第1項に定める「都道府県障害福祉計画」
- 3 計画の対象  
障害者基本法に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人
- 4 計画の期間  
平成24年度から平成26年度まで

## 第1編 第1章 3 現行計画の取組成果と残された課題

- 1 主な取組  
【相談支援体制の充実・強化】  
総合相談支援センターの設置・運営、地域自立支援協議会の活性化  
【くらしの安全安心、日中活動の場の確保】  
障がい福祉サービスの適切な提供、専門人材の育成  
【障がい者の地域移行の推進】  
ピアカウンセラーの養成、グループホーム等の設置促進  
【障がい者の就労の促進】  
就労サポート事業の実施、共同受注窓口の設置  
【障がいに対する理解の促進】  
「障がい者の地域自立支援生活支援を考える」フォーラムの開催  
【障がい者の社会参加の促進】  
障がいに応じた生活支援、コミュニケーション支援  
【保健・医療体制の充実】  
高次脳機能障がい者生活支援事業の実施  
【学校教育における特別支援教育】  
就労先の開拓の強化、職場実習先の拡大
- 2 課題  
・グループホームやケアホーム等の居住の場や日中活動の場の確保  
・就労の場の確保や多様な働き方の選択肢の提供  
・個人の課題にきめ細かく対応できる相談支援体制  
・障がいの有無にかかわらず相互理解の促進  
・安心して社会参加できる情報保障や社会参加の機会の確保  
・改正障害者基本法において新たに位置づけられた基本的施策への対応

## 第1編 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 状況

- 身体障害者手帳交付者数  
73,559人(平成23年4月1日現在)
- 療育手帳交付者数  
11,119人(平成23年4月1日現在)
- 精神保健福祉手帳交付者数  
8,033人(平成23年3月31日現在)

### 障がい者を取り巻く環境変化

- 1 国際的動向  
「障害者の権利に関する条約」の発効(平成20年5月)
- 2 国内の動向  
・「障害者の権利に関する条約」の締結のために必要な障がい者に係る制度の集中的な改革に向けた精力的な検討  
・障害者自立支援法等の改正(平成22年12月10日公布)  
・障害者虐待防止法の公布(平成23年6月24日)  
・障害者基本法の一部を改正する法律の公布・一部施行(平成23年8月5日)

## 第1編 第3章 1 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

## 第1編 第3章 2 基本的視点

### 共生社会を実感できる地域社会づくり

障がいによる不利益が個人や家族の責任ではなく、障がいの有無にかかわらず共に生きていく社会が自然であることが理解される「共生社会を実感できる地域社会づくり」

### 生きがいを実感できる地域社会づくり

自らの能力を生かしながら、自分の人生をデザインし、いきいきと生活できる「生きがいを実感できる地域社会づくり」

### 安心を実感できる地域社会づくり

障がい者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、また、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるために必要な支援が提供される「安心を実感できる地域社会づくり」

## 第1編 第3章 3 施策展開の基本的考え方

(1)新しい豊かさモデル「幸福実感日本」の三重をめざして  
新しい豊かさとは、自らの力を発揮する機会を見だし、主体的に社会づくりに関わることによって得られるもの

(2)県民力による「協創」の三重づくり  
県民一人ひとりが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造する「協創」により、新しい三重を創る「県民力による協創の三重づくり」を進める

(3)県民と「協創」するために  
社会への参画をサポート、絆づくりをサポート、活躍できる場の拡大により、県民と協創できる県政へ

(4)障がい者施策展開の基本的考え方  
障がいのある方もない方も全ての県民の皆さんとの「協創」により基本理念の実現をめざす

## 第2編 重点的取組

### 1 雇用の場の拡大と就労への総合的支援

- 取組方向1 就労に向けた障がい者への支援  
・就労支援事業所等の職員による就職後の相談支援や職場との調整 など
- 取組方向2 雇用の場の確保に向けた「福祉から就労へ」の支援  
・共同受注窓口の設置等工賃倍増に向けた取組  
・農業分野における雇用の場の確保  
・社会的事業所の設置による雇用の場の確保 など

### 2 勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備

- 取組方向 障がい者スポーツを支える環境整備  
・障がい者スポーツ団体の育成など参加機会の創造  
・三重県代表チームへの支援によるトップアスリートの育成 など

### 3 ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の充実・強化

- 取組方向1 相談支援体制の整備  
・広域的・専門的な相談支援体制の整備  
・「パーソナルカルテ」を支援ツールとした情報の円滑な引き継ぎ  
・草の実りハビリテーションセンターとあすなろ学園を発達支援の拠点として一体的に整備 など
- 取組方向2 相談支援ネットワークの構築  
・地域自立支援協議会の活性化と運営支援 など

### 4 災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応

- 取組方向 障がいや施設の状態に応じた防災・減災対策  
・障がい福祉サービス施設の耐震化の促進  
・福祉避難所未指定(協定未締結)の市町へ働きかけ など

## 第3編 分野別施策

### 「共生社会を実感できる地域社会づくり」に向けた施策

- 1 障がいに対する理解の促進  
・啓発・広報の推進、福祉教育の推進、ボランティア活動の促進
- 2 社会参加の環境づくり  
・障がいに応じた活動支援、ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進、情報・コミュニケーションの支援、選挙等における配慮
- 3 地域における生活基盤の充実  
・障がい福祉サービス基盤の整備促進、地域生活移行に向けた環境整備
- 4 権利の擁護  
・虐待防止に対する取組の強化、権利擁護のための体制の充実、障がい者の消費者トラブル防止

### 「生きがいを実感できる地域社会づくり」に向けた施策

- 1 特別支援教育の充実  
・指導内容・相談支援体制の充実、専門性の向上、特別支援教育充実のための教育環境整備
- 2 就労の促進  
・就労に向けた支援、職場定着に向けた支援、福祉的就労と多様な働き方への支援
- 3 スポーツ・文化活動への参加機会の充実  
・障がい者スポーツの環境整備、文化活動への参加機会の充実

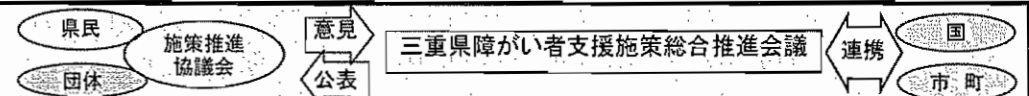
### 「安心を実感できる地域社会づくり」に向けた施策

- 1 障がい福祉サービス等の適切な提供  
・障がい福祉サービスの適切な提供、福祉人材の育成・確保、福祉用具の活用等の推進、経済的な支援
- 2 相談支援体制の整備  
・ニーズに対応したきめ細かな相談支援体制の充実、地域における相談支援体制の充実、専門的な相談支援体制の整備
- 3 保健・医療体制等の充実  
・障がいの早期発見と対応、医療・リハビリテーションの充実、療育の充実
- 4 防災・防犯対策の推進  
・防災対策の推進、防犯対策の推進

## 第4編 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標及び指定障害福祉サービス等の見込量

【10月31日障害保健福祉関係主管課長会議で示された「基本指針改正案」により、検討中】

## 第5編 計画の推進







## 10 障害者自立支援法による新体系移行モデル事業の今後について

### 1 要旨

旧「三重県知的障害者福祉センターはばたき」については、施設の有効活用を図るため、平成19年4月から、「社会福祉法人おおすぎ」に無償で貸付け、「障害者自立支援法による新体系移行モデル事業」等を実施しているところですが、貸付期間が平成24年3月末をもって終了するため、今後の活用方法等について検討する必要があります。

### 2 経緯

#### (1) 背景及び経緯

##### ○ 施設の変遷

昭和39年4月	精神薄弱者援護施設「樹心寮」開設
平成11年4月	樹心寮廃止。跡地に「三重県知的障害者福祉センターはばたき」(知的障害者更生施設【入所棟】と知的障害者更生相談所【管理棟】の複合施設)を設置
平成18年3月	知的障害者更生施設【入所棟】休止
平成19年4月	はばたき廃止。入所棟部分を「社会福祉法人おおすぎ」に無償貸与し、障害者支援施設「城山れんげの里」として運営(管理棟は引き続き三重県知的障害者更生相談所として運営)
平成21年4月	管理棟の「三重県知的障害者更生相談所」が移転
平成22年4月	管理棟を「社会福祉法人おおすぎ」に無償貸付。児童デイサービス等の事業を実施し、入所棟と一体活用を図る。

##### ○ 障害者自立支援法によるモデル事業について

平成18年度施行の障害者自立支援法による新体系への移行について、課題解決に取り組むモデル施設として、旧はばたきの入所棟を活用し、

①障害者自立支援法に基づく新体系への移行に積極的に取り組み、県のコア施設として他の民間施設に波及させること。

②併せて知的障害者更生相談所と連携し、行動観察事業を実施すること。

を条件とし、コンペにより選定した「社会福祉法人おおすぎ」に平成19年4月から無償貸付を行い、モデル事業を展開してきました。

※「新体系移行」・・・旧知的障害者福祉法及び旧身体障害者福祉法に基づく指定施設から、障害者自立支援法に基づく新しい障害福祉サービス体系へ移行すること。施設入所から地域移行を中心とした体系づくりが主眼であるが、事業者にとっては、報酬面での不安から運営が安定しない、介護人材の処遇が悪化するなどの懸念があり、円滑な移行のための公的支援等が不可欠であった。

#### (2) モデル事業の評価について

これまでの取組及び施設運営状況については、「障害者自立支援法による新体系移行モデル事業実施にかかる運営法人選定評価会議」による評価を行い、適切な運営を行っているとの評価を得ています。

#### (3) 施設入所者の状況

入所者は、障害程度区分5.3(22年度平均)の重度の障がい者が常時30名程あり、現在も重度の障がい者が多く待機している状況にあります。県内では、強度行動障がい者支

援の実践モデルとして、同施設へのニーズが引き続き高い状況にあります。

### 3 今後の活用方法等

#### (1) 平成24年度以降の施設活用品

平成18年度の公募条件及び法人との基本協定で、「事業者の5年間の運営状況を勘案して6年目以降の方針を定める。」こととしており、期限満了までに県としての方針を定める必要があります。

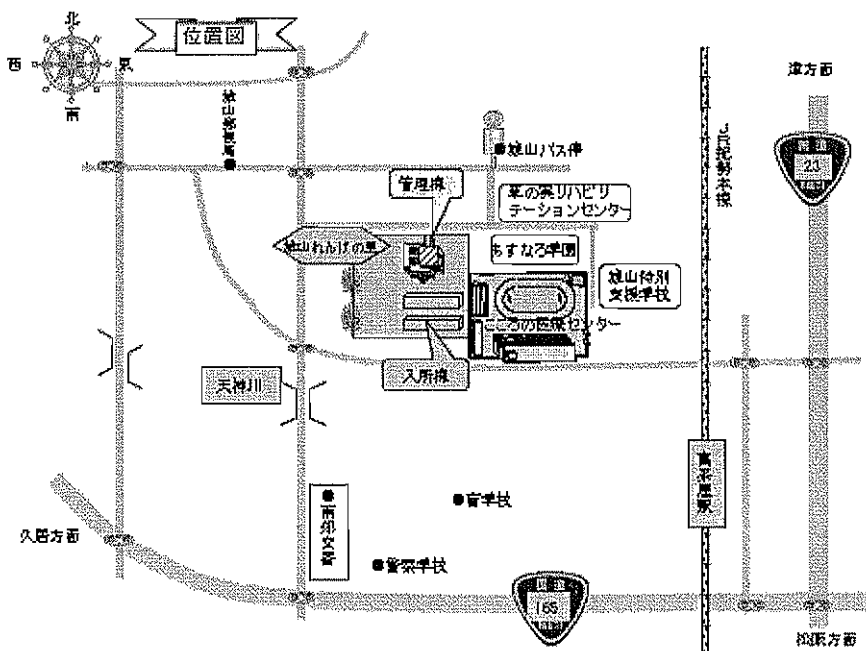
同法人に対する評価会議の評価を斟酌すると、運営状況は良好であると考えられ、入所者への継続した支援という観点からも、引き続き同法人による事業展開が妥当と考えられます。

このため、次の事業を継続して実施することを条件として、引き続き施設（入所棟及び管理棟）を5年間無償で貸し付け、5年目には事業を評価・検証のうえ、その後の施設活用方針を検討することとします。

- ① 他法人では実施困難な強度行動障害支援を中心とした、同法人による入所（生活介護／生活訓練）事業及び行動観察事業を継続実施する。
- ② 三重県における発達障がい者支援事業の中核的施設としての取組を発展させ、他の施設への普及事業を実施する。
- ③ ニーズの増加している児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業を実施する。

#### (2) 今後の予定

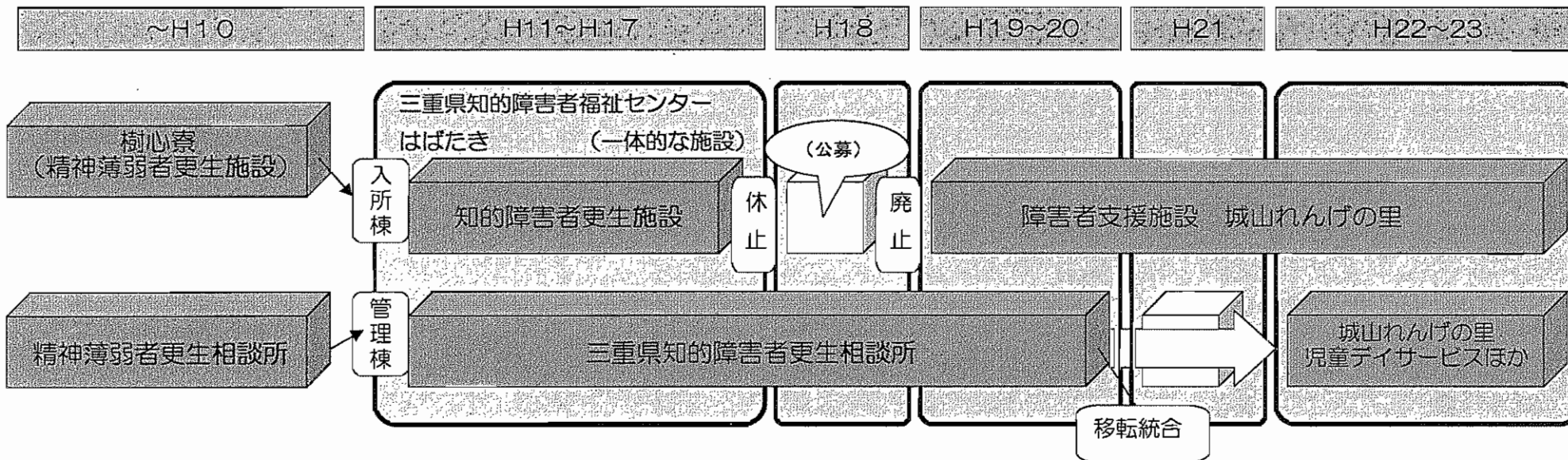
平成23年12月	5年間の事業報告書提出
平成24年1月	平成19～23年度の事業検証
2月中旬	平成24年度以降の事業計画提出
3月	協定・契約締結



# 「(旧) 三重県知的障害者福祉センターはばたき」

障害者自立支援法施行 (平成 18 年 4 月 1 日)

貸与期間 (5 年間)



35

※「三重県知的障害者福祉センターはばたき」は、三重県知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設を併せた福祉センターで平成 11 年 4 月に開設した施設です。

- ・入所更生施設部門 入所定員 40 名、ショートステイ定員 5 名
- ・入所期間は 2 年以内
- ・行動観察による処遇方針を策定する施設

※行動観察とは、一定の入所期間を通して障害特性や支援課題の把握を行うこと。

※「精神薄弱」という表現が「知的障害」に改められた。(平成 11 年 4 月 1 日)

